

問い	答え
①土壌診断を行わず、堆肥・有機質肥料活用事業のみの申請を受けた。	農業者が農用地の土壌診断を行い、その診断結果に基づき施肥改善を行う場合に、化学肥料の代替として堆肥・有機質肥料・緑肥の購入費用の一部を補助するため、堆肥・有機質肥料活用事業のみの申請を受けられません。
②土壌診断を実施する機関の要件はあるのか。簡易キットを使って農業者が行った場合はどうなるのか。	土壌診断を行う機関についての要件はありません（農協、診断機関等で実施してください）。 簡易キットの場合は事前にご相談ください。
③土壌診断結果書類はいつの時点の診断結果が必要ですか。	原則として施肥前の土壌診断結果が必要です。土壌診断に基づき、効果的かつ効率的な施肥を行っていただくことで、土づくりに取り組んでください。
④土壌診断は毎年行う必要はあるのか。	適切な土づくり、施肥を行うのが肥料コスト低減に必要不可欠ですが、土壌診断は毎年行う必要はなく、3年に1回程度で十分であると考えられます。 また、土壌診断結果は過去3年以内の内容で可としますが、土壌診断事業の対象経費は当年度支出した経費に限ります。（有機 JAS 認証取得事業も同様）
⑤土壌診断の分析項目に指定はあるのか。	分析項目は、作物の種類や土壌の状態等により異なるため、ほ場の状況に応じて必要となる分析の項目を行ってください。
⑥緑肥の種子は、どの程度の量を播種すれば良いか。また、営農管理はどのように行うのか。	播種時期・管理方法等は種苗メーカーのカタログに従ってください。 なお、カタログに示されている播種量以上の播種が必要です。
⑦緑肥の作付けとは。	緑肥の作付けについては、収穫を行わず、全ての地上部を農地に還元することが支援の要件です。具体的には、すき込みや自然枯死等により、植物体がほ場外に持ち出される可能性がなくなったと判断できる状態であることが必要です
⑧有機 JAS 認証においては、播種又は植え付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないことが要件となっているが、本交付金との関連性はどうか。	有機農業への転換を図っている最中の農業者であっても、本交付金を受けることができます。ただし、2年以上経過した後も継続して有機農業に取り組んでいただくことを前提としています。
⑨本交付金で有機農業の取組に対する支援を受けているほ場で生産された農産物は「有機農産物」として販売することはできるか。	生産した農作物に「有機農産物、オーガニック」等と表示するためには、別途、有機 JAS 認証を受けることが必要です。 このため、本交付金で有機農業の取組に対する支援を受けたからといって、「有機農産物、オーガニック」等と表示して販売することはできません。
⑩土壌改良資材は交付対象になるのか。	土壌改良資材には、地力増進法政令指定土壌改良資材の適用を受けるものと肥料取締法の適用を受けるもの、その他の土壌改良資材がありますが、本交付金は地域資源の循環を図る目的として肥料取締法の適用を受けた市内の畜産農家が生産した堆肥、市内の販売事業者から購入する有機質肥料を対象としています。
⑪申請受付期限はいつまで。	令和6年6月から令和7年2月末までです。本年秋肥と来年春肥用の購入した費用の補助を想定しています。なお、1回限りの申請とするため追加の申請はお受けしておりませんのでご注意ください。
⑫購入予定の堆肥・有機質肥料が本交付金の対象となるかの判別方法は。	肥料取締法の適用を受けた肥料には保証票の添付が義務付けられているため、堆肥の場合は別紙1をご覧のうえ、肥料の種類の部分に「たい肥」又は「堆肥」、表示者の氏名又は名称及び住所の部分に「伊那市」の記載があることをご確認ください。有機質肥料の場合は別紙2をご覧のうえ、肥料の種類の部分に「有機質肥料に分類されるもの」の記載があることをご確認ください。

<p>⑬国、県等から他の交付金を受けていないこととは。</p>	<p>国の環境保全型農業直接支払交付金、有機 JAS 認証に関する他の補助金等、この補助金の対象とする費用に対して、国や県等の補助金等を受けている場合は重複受給できないこととしています。その他、本交付金以外の土壌診断に係る費用、堆肥・有機質肥料・緑肥の購入費用の補助等、判断に迷う場合はご相談ください。</p>
<p>⑭2 戸以上の農業者で構成される任意団体であっても、支援の対象となるか。</p>	<p>伊那市の農地基本台帳に登録された農業者又は法人を要件としているため、支援の対象とはなりません。</p>
<p>⑮脱水汚泥いな、パチルエースといった汚泥肥料は支援の対象となるか。</p>	<p>当該汚泥がすべて天然物質及び天然物質に由来するものではないため、支援の対象とはなりません。</p>
<p>⑯堆肥の購入費には、堆肥の散布代が含まれている場合が多いが、その費用を除外する必要があるのか。</p>	<p>堆肥散布に要する経費は本交付金の事業費に含めることはできません。なお、散布代、運搬費を除いた堆肥の購入費のみを算入してください。</p>
<p>⑰自らが生産している堆肥・有機質肥料は支援の対象となるか。</p>	<p>無償取引又は自家製の堆肥・有機質肥料の場合は支援の対象とはなりません。</p>
<p>⑱本交付金は課税対象となるか。</p>	<p>受け取った本交付金は、事業主が個人の場合は所得税及び住民税、法人の場合は法人税の課税対象となります。必要に応じて申告をお願いします。</p>